

行政法と民法の関係

(百選「I-7」～「I-16」)

問題 001

現業一般職国家公務員たる郵政職員(当時)の勤務関係は、一定の制限はあるものの労働協約締結権が認められていることなどに鑑みれば、民間の労働契約関係と異ならない。

001 解答 : 誤り

公法上の関係であるとした。(I-7)

問題 002

公務員の勤務関係について、現業公務員と非現業公務員とでは、一定の差異が認められる。

002 解答 : 妥当である。(I-7)

問題 003

防火地域又は準防火地域内にある外壁が耐火構造の建築物について、その外壁を隣地境界線接して設けることができる旨規定している建築基準法 65 条は、建物を建築するには、境界線から 50 センチメートル以上の距離を置くべきものとしている民法 234 条 1 項の特則を定めたものとするとはできない。

003 解答：誤り

建築基準法 65 条は、民法 234 条 1 項の特則を定めたものとした。(I - 8)

問題 004

自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分は、国家が権力的手段を以て農地の強制買上を行うものであって、対等の関係にある私人相互の経済取引を本旨とする民法上の売買とは、その本質を異にするものであるから、当該処分につき、民法 177 条の適用はない。

004 解答：妥当である。(I - 9)

問題 005

自作農創設特別措置法に基づく農地の買収は、行政上の合理的・効率的な事務処理の立場から、真実の農地所有者を調査してそれを行うのではなく、登記簿その他公簿の記載に基づき行うべきである。

005 解答：誤り

真実の農地所有者について行うべきとした。(I - 9)

問題 006

租税の強制徴収において、登記簿に基づき滞納者の財産を差し押さえる処分に、民法177条の適用は認められない。

006 解答：誤り

適用を認めた。(I - 1 0)

問題 007

国が登記の欠缺を主張するにつき正当の利益を有する第三者に当たらないというためには、特段の事情がなければならぬ。

007 解答：妥当である。(I - 1 0)

問題 008

地方公共団体の借入れ金について、長が権限なく受領した場合について、民法110条に規定する表見代理を類推適用する余地はない。

008 解答：誤り
類推適用を認めた。(I - 1 1)

問題 009

地方公共団体が町村吏員恩給組合から借入れた金員について、受領権限のない長が受領した場合、当該地方公共団体と組合との間には消費貸借契約は成立するに至らなかったとするのが相当である。

009 解答：妥当である。(I - 1 1)

問題 010

地方公共団体が町村吏員恩給組合から借入れた金員について、受領権限のない長が受領した場合において、当該組合に民法110条にいう正当な理由があったとは認めることはできない。

010 解答：妥当である。(I - 1 1)

問題 011

食品衛生法に基づく食肉販売業の許可を受けずにされた食肉の売買は無効である。

011 解答：誤り

許可を受けていないとしても、当該法律により本件取引の効力が否定される理由はないと判示した。(I - 1 2)

問題 012

臨時物資需給調整法に違反する無資格者による取引について、同法は取締法規であると解されるため、同法違反の取引の効力が否定される理由はない。

012 解答：誤り

false|同法は取締法規ではなく、強行法規であると解されるため、同法違反の取引は無効であると判示した。(I - 1 3)

問題 013

独占禁止法19条に違反した契約の私法上の効力については、その契約が公序良俗に反するとされるような場合は格別として、同条が強行法規であるからとの理由で直ちに無効であると解すべきではない。

013 解答：妥当である。(I - 14)

問題 014

主務大臣の認可を受けない保険約款の変更は、いかなる種類の保険においても、すべて一律にその効力を有しないとすることを相当とする。

014 解答：誤り

相当ではないとした。(I - 15)

問題 015

船舶海上保険につき、保険業者が普通保険約款を一方的に変更し、変更につき主務大臣の認可を受けないでその約款に基づいて保険契約を締結したとしても、その変更が保険業者の恣意的な目的に出たものでなく、変更された条項が強行法規や公序良俗に違反しあるいは特に不合理なものでない限り、変更後の約款に従った契約もその効力を有するものと解するのが相当である。

015 解答：妥当である。(I - 1 5)

問題 016

農地の所有権の移転を目的とする売買において、農地法に基づく都道府県知事の許可を停止条件とする売買契約は有効である。

016 解答：誤り

知事の許可は法律行為の効力発生要件であり、売買契約に停止条件を付したものとすることはできないと判示した。(I - 1 6)

問題 017

都道府県知事の許可がない以上、農地所有権移転の効力は生じないものであることは明らかであり、民法130上の規定するような当事者の「みなす」というがごとき当事者の意思表示に付する擬制的効果によって、農地所有権移転の効力を左右することは性質上許されない。

017 解答：妥当である。(I - 1 6)